



平成19年 5月22日

各 位

会 社 名 カヤバ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山本 悟  
(コード番号：7242東証第一部)  
問合せ先 経営企画本部  
経営企画部 部長  
久田 英司  
電 話 03-3435-6460

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成19年4月24日付「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）について」にて公表いたしました買収防衛策の導入を行うことに伴い、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成19年6月26日開催予定の第85期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

上場会社である当社株式の売却は、最終的には各株主様のご判断に委ねられるべきではありますが、株式の大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、株主の皆様に損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置（買収防衛策）をとることが必要であります。

このような買収防衛策の導入・廃止については、株主の皆様の意思を反映させるため、株主総会の決議事項とする等、定款条文の追加を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

定款変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

平成19年6月26日開催予定の第85期定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第 7 章 買収防衛</u></p> <p><u>(買収防衛)</u></p> <p><u>第 40 条 当社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、買収防衛策（当社が発行する株式の大規模な買付行為に関する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入または継続に関する決議を行うことができる。</u></p> <p><u>(2) 当社の株主総会は、前項で決議された買収防衛策の廃止に関する決議を行うことができる。</u></p> <p><u>(3) 前各項に定める決議は、会社法第 309 条第 1 項に規定する決議をもって行う。</u></p> <p><u>(4) 当社は取締役会が必要であると認めるときは、いつでも取締役会の決議をもって、買収防衛策を廃止することができる。</u></p>